

仕 様 書

1 設置場所及び面積

No.	施設名称	所在地	設置場所	占用面積
1	市之倉西第3公園	多治見市市之倉町13丁目地内	別紙図面（屋外）	2.50㎡(幅2.5m×奥行1.0m)
2	東山中央公園	多治見市東山 1丁目地内	別紙図面（屋外）	2.50㎡(幅2.5m×奥行1.0m)

※占用面積には放熱余地・回収ボックス設置部分を含む。

※接続機器は、100V、15A以下とする（申込者が直接電力会社と契約する場合を省く）。

2 占用期間

占用開始日から5年間とする。

3 占用料

5年間の占用料は、各年度ごとに分割し納付する（送付された納付書で期限内に納付する）。

4 光熱水費

ア 自販機の設置、維持管理・撤去及び自販機の運転に必要な光熱水費は、設置事業者の負担とする。

イ 自販機設置事業者が電柱等より自販機の運転に必要な電気を引き込むことが出来ない場合については、電気使用量を計測する計量機器（子メーター）は占用者が設置し、計測した使用料に電気料金単価（1kWhにつき29.0円/税込）を乗じて積算した額を自販機設置事業者が納入する。

ウ 計量機器（子メーター）の設置にかかる費用は自販機の設置事業者の負担とする。計量法に基づく検定又は基準適合検査に合格したもので、有効期限内の計量機器（子メーター）を設置すること。

エ 電気料については、多治見市が発行する納入通知書により、各年度分を一括して納付する。

5 設置機器の条件

ア 省電力やノンフロン対応など環境に十分配慮したものであること。

6 販売品目の条件

ア 販売品目は、缶又はペットボトルなどの清涼飲料水とすること。

イ 販売価格は、標準販売価格（定価）以下とすること。

7 維持管理等

ア 販売品の補充、賞味期限、金銭の管理など自販機の維持管理は、設置事業者が行うこと。

イ 自販機に容器回収ボックスを、必要数併設し、回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品持ち込み等問わず設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルし、周辺の清掃を行うこと。

ウ 関係法令等を遵守するとともに、衛生管理及び感染症対策の徹底を図り、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。

エ 自販機の設置にあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。

オ 自販機の故障、苦情等については、連絡先を自販機前面に明記し、設置事業者の責任において速

やかに対応すること。なお、自販機の設置管理運営上の事故等について、設置事業者の責任に帰する理由により発生した事故等については、設置事業者の責任において処理すること。

カ 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、多治見市の指示に従うこと。

8 原状回復

設置事業者は、使用期間が満了又は許可の取り消し等があった場合は、速やかに原状回復する。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を多治見市に請求することができない。

9 保証金

設置事業者は、保証金として100,000円を一括し納付する。ただし、占用期間終了後、多治見市は未払金等を精算し設置事業者へ返金する。

10 その他

公園施設設置許可申請書に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を添付し提出する。